

高知大学医学部振興基金運営委員会規則

平成 24 年 3 月 14 日
規則 第 79 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知大学医学部振興基金規則（以下「規則」という。）第 6 条第 2 項の規定に基づき、高知大学医学部振興基金運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 委員会は、高知大学医学部振興基金（以下「基金」という。）の運営及び基金事業計画の策定を行うことを目的とする。

(審議事項)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 基金の管理運用に関する事項
- (2) 規則第 5 条に規定する事業の計画及び実施に関する事項
- (3) その他基金に関する事項

(組織)

第 4 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医学部長
- (2) 医療学系長
- (3) 附属病院長
- (4) 医学科長
- (5) 看護学科長
- (6) 医学部同窓会会長
- (7) 医学部後援会会長
- (8) 医学部・病院事務部長
- (9) その他医学部長が指名する者

2 前項第 6 号、第 7 号及び第 9 号に掲げる委員は、医学部長が委嘱する。

3 第 1 項第 9 号に掲げる委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、医学部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ議事を開くことはできない。ただし、第4条第1項第6号及び第7号の委員に支障があるときは、当該委員の指名した者が代理出席することができる。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、医学部・病院事務部総務企画課で処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。